

●香川県告示第94号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

その関係図面は、香川県土木部道路課において令和2年3月27日から同年4月17日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

香川県知事 浜田惠造

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
主要地方道（33号）高松善通寺線	坂出市室町3丁目1336番8地先から 坂出市元町3丁目1466番地6地先まで
主要地方道（33号）高松善通寺線	丸亀市通町94番1地先から 丸亀市原田町東三分一2228番1地先まで
一般県道（192号）瀬居坂出港線	坂出市築港町2丁目5番33地先から 坂出市築港町2丁目310番52地先まで
一般県道（203号）丸亀港線	丸亀市西平山町309番地1地先から 丸亀市通町94番地1地先まで

2 指定する期日 令和2年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

（1）走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

（2）後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

（3）道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。